

吉野熊野国立公園西大台利用調整地区における 利用調整の期間及び利用者の人数の範囲等を定める告示について

1. 告示の背景・目的

吉野熊野国立公園内大台ヶ原では、ニホンジカによる下層植生の採食や樹木の剥皮、大台ヶ原ドライブウェイの開通による利用圧の増加等により森林の衰退が進行しているが、相対的に良好な自然が残されている西大台において、自然環境への負荷の増大を防ぎ、適正な利用を図るため、平成18年12月26日に西大台利用調整地区が指定された。

今回は西大台利用調整地区における利用調整の期間、利用者の人数の範囲、利用調整地区に滞在できる期間及び遵守すべき注意事項を定めるものです。

- ・西大台利用調整地区 奈良県吉野郡上北山村の一部 450ha（特別保護地区）



西大台の森林の状況

2. 概要

(1) 西大台利用調整地区への立入りに際して環境大臣の認定が必要となる期間

大台ヶ原の公園利用は、マイカーやバスでのアプローチによる利用が主であり、大台ヶ原ドライブウェイの開通時期に利用が集中しています。このため、大台ヶ原ドライブウェイの供用期間を立入りに際して環境大臣の認定が必要な期間とし、毎年4月15日から11月30日までとします。ただし、本告示は、平成19年度においては9月1日から施行します。

(2) 立入り認定の基準

自然公園法施行規則第13条の4に規定する西大台利用調整地区に係る立入り認定の基準を以下のとおり定めます。

利用者の人数の範囲

1) 1日当たりの総利用者数の上限

現在の西大台地区の利用は、特定の時期（ゴールデンウィーク、お盆期間及び紅葉期）及び日（土曜日、日曜日及びその他の休日）に利用が集中する傾向が見られます。この利用の集中による自然環境への悪影響が懸念されることから、利用時期を分散し、利用の集中による悪影響を最小限とするため、極端な利用の集中時期のピークカットを1日当たりの総利用者数の上限設定の基本的考え方として、1日当たりの立入り認定人数の上限を平日は30人まで、ただし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日は50人までとします。また、利用集中期の利用実態等から近畿地方環境事務所長が特に必要と認めた場合は、上記30人を50人とし、50人を100人とすることができるものとします。

2) 団体利用を行う場合の人数の上限

大人数による利用がもたらす休憩地周辺での植生への悪影響や静寂の破壊等を軽減するため、西大台利用調整地区を団体で利用する場合の1団体当たりの人数の上限を定めます。団体の規模を登山道で1人のリーダーの声が届く範囲とし、団体の構成員の人数を10名を超えないものと

大台ヶ原の利用状況



します。

西大台利用調整地区に滞在できる期間

地区内に宿泊施設や野営地がないことから、1回の立入認定により西大台利用調整地区に滞在できる期間を1日以内（日帰り）と定めます。

注意事項（利用ガイドライン）

自然公園法施行規則第13条の4第3号に規定する利用調整地区内における禁止事項並びに上記及びによる人数の制限と併せて、公園利用の質を高め、西大台利用調整地区の風致景観の維持及び適正な利用を図るため、利用者が遵守すべき注意事項を以下のように定めます。

- ・自己の責任における安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ、必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
- ・利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンターにおいて近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において既に受講している場合は、この限りではない。
- ・利用調整地区への立入り時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所に報告するよう努めること。
- ・10人を超える団体で利用しないこと。
- ・網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込むものでないこと。

【参考】

表 全ての利用調整地区に共通の禁止事項

項目	自然公園法施行規則（第十三条の四）の表現
生きた動植物の持ち込み	生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
野生動物への給餌	野生動物に餌を与えること。
野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等	野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
ごみ等の廃棄	ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
球技等の野外スポーツ	球技その他これに類する野外スポーツをすること。
花火、拡声器等の使用	非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

表 利用調整地区ごとに設定すべき項目

項目	自然公園法施行規則（第十三条の四）の表現
利用人数の上限	利用調整地区の区域内的の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。
期間・時間の設定	利用調整地区の区域内的の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。
注意事項	国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
その他必要に応じて定める事項	前各号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。